

自治会長の手引き



令和7（2025）年5月

上三川町自治会長連絡協議会

【 目 次 】

1. はじめに.....	1
2. 自治会の意義等.....	2
3. 快適、安全、安心な生活環境.....	3
4. 地域の健康福祉.....	9
5. 地域の活性化.....	11
6. その他.....	15
7. 町内自治会の実践.....	20
8. 町の年中行事カレンダー.....	26

① はじめに

近年における社会環境の多様化により、自治会に求められる役割も高齢化対応、防災対応など多事多難となっており、会長のリーダーシップが益々重要になっています。反面、自治会長の負担の大きさ等から、その役に就くことが敬遠されがちになってしまっています。

また、当町の多くの自治会では、会長が1年で交替しており、短期間での交代で活動の継続性が危ぶまれる状況も少なくないと聞きます。

自治会活動は、継続により地域住民の安心安全が育まれるものです。地域活動が停滞することは避けなければなりません。

本手引書は、自治会長の負担を軽減するとともに、会長業務の引継ぎ等に活用していただくことを目的に作成しました。併せて配布した自治会長用バックとともに活用いただければ幸いです。

上三川町自治会長連絡協議会長

② 自治会の意義等

自治会は、その区域に居住する人達が集い・話し合い・協力し、自らの力で「自分達の地域を明るく住みよい地域にしようと活動する任意の団体」です。

近年はライフスタイルや価値観の多様化により、人と人とのつながりが希薄になりつつあると言われています。しかし、地域を基盤とした人と人とのつながりは、よりよい地域づくりの大きな柱となります。



③ 快適、安全、安心な生活環境

(1) 自主防災組織の設立・活動の支援について

大雨や地震の備えは万全ですか？

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、協力・連携し、活動することを目的に結成する組織です。

大規模な災害が発生した際には、防災関係機関がすべての地域に対応することは困難となります。

そのため、町では自主防災組織の設立、及び、設立後における活動等に要する経費への支援を行っています。

組織の設立や活動等については下記にお問合せください。



自主防災組織の設立・活動
支援について（町HP）



総務課防災係 0285-56-9115

(2) 道路反射鏡（カーブミラー）・防犯灯について

交通上の危険箇所道路反射鏡を設置しています。また、通学路や、他の光源がない場所など防犯上の危険箇所を中心に、防犯灯を設置しています。



公共性の観点から、原則として、個人からではなく自治会からの申請をもとに、設置の可否を判断の上、順次整備を行っています。

会員から、「カーブミラーや防犯灯を設置してほしい場所がある」などの相談がありましたらお問合せください。

地域生活課生活係 0285-56-9129

(3) 街頭防犯カメラ設置費補助金について

安心安全なまちづくりと地域防犯力の向上を目的に、自治会などの地域団体等が設置した街頭防犯カメラに対し、補助を行っています。

会員から、「街頭防犯カメラを設置したい」などの相談がありましたらお問い合わせください。

地域生活課生活係 0285-56-9129

(4) 環境美化運動について

みんなで地元をキレイにしましょう

ポイ捨てごみゼロを目的として、自治会内の道路など、みんなが利用する公共的な場所の清掃活動を実施しています。

毎年、5月の最終日曜日に実施され、自治会には、町から参加人数に応じた報償費が交付されます。

<実施の主な流れ>

4月 実施の通知（町から自治会長）

5月 計画書の提出（自治会から町）

環境美化運動の実施

6月 報告書の提出（自治会から町）

7月 報償費の支払い（町から自治会口座）



地域生活課環境係 0285-56-9131

(5) 花いっぱい運動について

花で素敵な地元づくり

町を花でいっぱいにすることを目的として、自治会内の花壇など、みんなが利用する公共的な場所に花の植栽を実施しています。



実施する自治会には、町から希望に応じた花苗等を配布します。

毎年、5月の最終日曜日の前日に花苗を配布します。

<実施の主な流れ>

前年	8月	花苗の希望数等調査の通知（町から自治会長）
前年	9月	花苗の希望数を含む計画書の提出（自治会から町）
本年	4月	実施の通知（町から自治会長）
本年	5月	花いっぱい運動の実施



(6) 道路愛護・河川愛護活動について

地元で道路や川をきれいに

道路や川は管理者である町が維持管理事業を実施していますが、町内すべてを完全に実施することは難しいことから、自治会内における道路や河川の機能維持、ゴミ等の清掃、立木の剪定等の環境美化活動をお願いしております。

都市建設課管理係 0285-56-9146

(7) 公園愛護活動について

地元の公園も快適に使えるように

都市公園の維持管理については、町が、町内造園業者等に委託しておりますが、自治会内の地域活動の拠点としても利用されていることから、地域自治会の皆様に公園愛護活動の組織化をしていただき、簡易な維持管理

(清掃、除草)をお願いしております。



都市建設課管理係 0285-56-9146

(8) 空き家の情報提供について

気になる空き家がありますか？

これまで各自治会の皆様のご協力により、空き家等の情報提供をしていただけていますが、今後も少子高齢化等に伴い、町内の空き家の数は増加するものと予想されますので、お気づきの新たな空き家と思われる建物等がありましたら、町まで情報提供等をお願いいたします。



建築課住宅係 0285-56-9145

④ 地域の健康福祉

(1) 介護予防や認知症などに関すること

地域に心配なお年寄りがいませんか？

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。

介護予防に関する相談や、自治会の高齢者の方で「認知症かな？」など心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。



上三川町地域包括支援センター 0285-56-5513
(いきいきプラザ内社会福祉協議会)

健康福祉課高齢者支援係 0285-56-9191

(2) 民生委員・児童委員候補者の推薦について

地域には頼りになる身近な相談役がいます

民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱される民生委員（児童委員を兼務）は、地域住民の「身近な相談相手」として活動されております。

委員の任期は3年であるため、3年毎に一斉改選が行われ（※）、自治会からの推薦に基づき選任していますので、ご協力をお願いします。

※直近の一斉改選時期（令和7年の12月1日）

健康福祉課社会福祉係 0285-56-9190

(3) 福祉協力員の推薦依頼について

地域福祉のパートナー

「支えあい・助け合いによる地域福祉のまちづくり」を推進する担い手として、各自治会に「福祉協力員」1名を設置いただいております。任期が1年であることから、毎年2月ごろ自治会長あて次年度の「福祉協力員」の推薦を依頼させていただきます。なお、再任は妨げません。

社会福祉協議会 地域福祉係 0285-56-3166

（いきいきプラザ内）

⑤ 地域の活性化

(1) 公用車貸出事業について

ダンプ、トラックが借りられます

町に活動の拠点をもつ団体が町内で行う地域社会活動の支援を目的として、公用車貸出事業を実施しています。

貸出日は、年末年始を除く日・土・祝日の閉庁日で、貸出車両は2 t ダンプ（A T）、1 t トラック（A T）、軽トラック（A T）の3台です。ただし、町の事業で使用する場合は貸出できません。

使用日の属する月の前月1日から予約可能です。来庁または電話でご予約ください。



総務課管財係 0285-56-9114

(2) 自治会総合事務交付金及び活動補助金

町から助成が受けられます

交付金：町と自治会が良好な関係のもとにまちづくりを推進することを目的に交付します。次の合算額を6月末日に交付します。

ア 均等割 3万円

イ 世帯割 自治会内世帯数×600円

ウ 加入割 自治会加入世帯数×600円

補助金：地域住民等が力を合わせ、自主的又は自発的に行う次の事業の経費の半分の補助します。補助上限は100万円です。補助には事前に申請が必要です。

ア 快適な生活環境の推進

イ 地域の健康福祉の推進

ウ 教育文化の推進

エ 地域活性化の推進

オ 地域の自立



地域生活課生活係 0285-56-9129

(3) 自治会公民館建設補助について

地域の集いの場を大事にしましょう

自治会公民館の新築、増築、改築または修繕に対し費用の3割を補助します。

ア 新築（補助上限220万円）

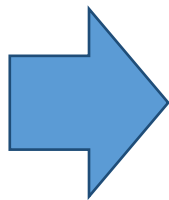
イ 増築、改築または修繕（補助上限130万円）



雨漏り修繕、屋根塗装



リフォーム、新築など



洋式トイレへの改修



地域生活課生活係 0285-56-9129

(4) 子供の遊び場設置及び補修、撤去に関する補助金について

公民館の遊具も直せます

自治会が設置及び管理している児童公園遊具の新設や補修（砂の補充やフェンスの補修を含む）、撤去を対象に補助金を交付していますので、御活用ください。

毎年、6月ごろ自治会長あてお知らせいたします。なお、限られた予算の範囲で実施しているため、申請にあたってはお早めに御連絡ください。



社会福祉協議会 地域福祉係 0285-56-3166

(いきいきプラザ内)

⑥ その他

(1) 広報かみのかわ等の配付について

毎月、町の各種事業やイベントなどをお知らせするために、各自治会へ広報かみのかわやチラシ等をお届けしています。

お届けする日は、自治会長会議などでお知らせしていますが、原則として毎月1日となります。

お受け取りになりましたら、各世帯への配付や班回覧などにご協力をお願いします。



企画課広報係 0285-56-9117

(2) 各種統計調査について

各種統計調査を行う際は、自治会内の世帯や事業所等へ調査員が訪問することがあるため、ご承知ください。

また、国勢調査等の全国的な調査を行うときは、各自治会に調査員等の推薦をご依頼することがありますので、その際は、ご協力をお願いします。

企画課広報係 0285-56-9117

(3) 自治会コンシェルジュについて

町では、“顔が見える役場”として、各自治会に『自治会のコンシェルジュ（よろず承り係）』となる職員を配置しています。「この相談は何処の窓口に行けば良いか？」といったことは、毎年5月にお知らせする担当のコンシェルジュにご相談ください。

地域生活課生活係 0285-56-9129

(4) 自治会の運営等について

自治会と町は、自立した立場を取りつつ、対等なパートナーとして、住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境をつくるために協力しています。



町では、こうした主体的な自治会活動を応援し、地域のまちづくりを推進するための支援を行っています。運営や規約の改正等で困りごとがありましたら下記にお問合せください。

地域生活課生活係 0285-56-9129

(5) 産業委員について

町では、農家世帯のある自治会に対して産業委員の配置をお願いしています。農業に関する業務をお願いしますので、農業に従事している方の選出にご配慮ください。主な業務は以下のとおりです。



ア 自治会内の農家世帯への回覧

5月下旬 町農政課事業の案内

随時 その他お知らせ

イ 上三川町農業再生協議会に関すること

6月上旬 農作物の現地確認に関する立札の配布

自治会への交付金の申請に関する書類の取りまとめ

2月下旬～3月上旬 農作物の営農計画書に関する説明会の出席及びその取りまとめ



※ 上記記載のスケジュールは目安であり、前後することがあります。

農政課農産園芸係 0285-56-9138

(6) 「議会だより」の配布について

年間4回、5月・8月・11月・2月の初日発行になります。広報かみのかわの配布に併せて配布をお願いします。



議会事務局総務係 0285-56-9162

(7) 体育評議員について

町及び町スポーツ協会では、町のスポーツ振興のため、自治会に体育評議員の配置をお願いしています。主な業務は、以下のとおりです。

ア 町スポーツ協会総会（毎年4月初旬）への参加

イ スポーツイベント参加募集への協力

スポーツレクリエーション祭等の自治会内への参加周知等

生涯学習課スポーツ係 0285-56-9170

(8) 募金、会費等について

自治会員を対象に、募金や会費の取りまとめをお願いいたします。各募金等の実施にあたりましては、改めて通知等で依頼しますが、趣旨や時期等は下表のとおりです。

募金名	通知	所管
日本赤十字社会費 地域福祉やボランティア活動など地域に根差した活動を支えます。 	5月	健康福祉課 社会福祉係 56-9190
緑の募金 緑づくりの推進、学校緑化推進事業への助成等緑豊かな郷土づくりに活用します。 	5月	農政課 農産園芸係 56-9138
上三川町社会福祉協議会会費 福祉事業や地区社会福祉協議会への助成に役立てられます。 	7月	社会福祉協議会 総務企画係 (いきいきプラザ内) 56-3166
赤い羽根共同募金 地域福祉事業の財源や、福祉施設の整備費や事業費として役立てられます。 	10月	社会福祉協議会 地域福祉係 (いきいきプラザ内) 56-3166

⑦ 町内自治会の実践

(1) 安全安心への対応

複数自治会による自治会自主防災連合会による防災計画を作成した。令和元年東日本台風では避難所運営も行っている。

(北小地区自治会)

降雨災害に備え、複数自治会による災害時互助会を設立し、降雨災害時に高台の地域に車等を避難できるような仕組みを作った。



(明南小地区自治会)

団地内での交通事故を防ぐために、ゾーン30規制の申請を行った。



(本北小地区自治会)

(2) 人材確保への対応

自治会長が一番負担が多く、選出が難しいため、3代先まで予定者を選出している。

(北小地区自治会)

これまで、次期会長選出は現副会長2名から選ぶルールだったが、様々な事情で両者から辞退することもあると予想されるので、過去副会長経験者から選ぶことに改定した。

(上小地区自治会)

役員選出にはあらかじめ数名の候補者をあげ、会員に選挙してもらっている。

(本小地区自治会)

自治会を4グループに分け、グループから役員を選出する方法を取っている。

(上小地区自治会)

従来、班回りで自治会長を選任していたが、若い勤め人が引き受けざるを得なくなり、仕事に差し障らせてしまうこともあった。現在は自治会全体から選び出すこととし、あらかじめ会長予定者名簿を作成している。

(本小地区自治会)

(3) 地域の活性化への対応

自治会内のコミュニケーションを高め、役員の選出や高齢化に対する問題解決施策の一助になればと思い、自治会の予算から1世帯1500円の補助で、班内の懇親会ができるよう環境整備している。



(本北小地区自治会)

月に一回、健康講座を、新上三川病院、地域包括支援センター、トータスホーム等からの支援を受け実施している。

(明小地区自治会)

地域の神社の例祭に育成会で参加するようになり、地域の学びの場になった。

(上小地区自治会)

シニアクラブを活性化させ、花見、スポーツ大会、敬老会、親睦会、新年会等を催し、地域の高齢者のコミュニケーションづくりに努めている。

(明小地区自治会)

(4) 公民館の維持管理や地域の環境整備への対応

自治会集会所を複数の自治会で管理している。新たに規約を定め、将来の建替えや修繕のために積立をすることとした。

(本北小地区自治会)

自治会費の一部を老朽化する公民館補修費用として積み立てている。

(明小地区自治会)

犬がフンをしやすい場所に飼い主に呼びかける看板を建てたらフンをされなくなった。

(明小地区自治会)



(5) 高齢化への対応

シニアクラブの会員減少やクラブの存続が維持できなくなっているため、シニアクラブがより有意義で負担なく、多くの会員で活動できるよう住民同士で話し合いを重ねた。自治会を挙げてシニアクラブへの入会の壁を容易にしたことで、たくさん的高齢者が居場所活動や地域の行事へ参加できるようになり、安定した事業の継続ができるようになった。



(本北小地区自治会)

毎週決まった曜日に地元の高齢者が集会所に集まり、体操や、脳トレを行う居場所づくり活動をしている。



(本小地区自治会)

班長業務が困難な高齢者は班長を免除している。しかし、今後高齢者ばかりの班も出てくると思うので課題が残る。

(上小地区自治会)

⑧ 町の年中行事カレンダー

例年開催する行事になります。自治会活動の参考にしてください。

担当部署がわからない場合は地域生活課(0285-56-9129)までお

月	4月	5月		6月			7月	8月	9月			10月
行事	春の交通安全県民総ぐるみ運動	自治会長連絡協議会総会・自治会長会議・防犯協会総会		町議会定例会	町消防団夏季点検(中旬から下旬の土曜日)	社会福祉協議会会費募集説明会	かみのかわ町おこし夏祭り	かみのかわサンフラワー祭り	町議会定例会	敬老会	秋の交通安全県民総ぐるみ運動	町民スポーツレクリエーション祭(スポーツの日の前日の日曜日)
		環境美化運動、花いっぱい運動										
		出席										
		来賓										
		出席										
会長の役割												

さい。時期は目安ですので、正確な開催日時等は各担当にお問

問い合わせください。

○上三川町の情報は「かみたんメール」やSNSでも配信しています。

10月			11月		12月			1月		2月		3月
フェスタ in かみのかわ	自治会長会議	高齢者・障がい者スポーツ大会	町消防団通常点検（10月下旬又は11月上旬の日曜日）	ふれあい健康福祉祭り（第2土曜日）	しらさぎマラソン大会（第1日曜日）	町議会定例会	年末の交通安全県民総ぐるみ運動	新春のつどい	二十歳のつどい	かみのかわ福祉のつどい（第2土曜日）	しらさぎ駅伝競走大会（第3日曜日）	町議会定例会
	出席											
			来賓					出席				

付録1 その他お役立ち情報

○ホームページで様々な情報を確認できます

上三川町 <https://www.town.kaminokawa.lg.jp/>



社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会 <https://www.kamisyakyo.or.jp/>



○上三川町の情報は「かみたんメール」やSNSでも発信しています。

かみたんメール

好きなカテゴリを選んで登録できるから便利です！

- ◆避難指示 ◆防災情報 ◆防犯 ◆医療 ◆子育て
- ◆証明書・手続き ◆イベント情報 ◆スポーツ
- ◆ホットニュース ◆募集 など

登録は右記のQRから登録フォームへアクセスしてください。



スマートフォン用



フィーチャーフォン用
(ガラケー)



LINE

登録は、下記のQRまたは
LINE 友だち検索から
「kaminokawa_town」
で検索！



Facebook

登録は、下記のQRまたは
「Facebook 上三川町」で
検索！



Instagram

登録は、下記のQRまたは
Instagram 内検索から「かみた
ん@上三川町」で
検索！



X (旧twitter)

登録は、下記のQRまたは
「X (旧twitter) 上三川町」で
検索！



印刷機が使えます

総会資料の印刷などにご活用ください。利用の際は事前に予約が必要です。

上三川町自治会長連絡協議会事務局
(地域生活課生活係内)

0285-56-9129



上三川町公共施設予約システム

登録は下記のQRまたは「上三川町 施設予約システム」で検索！



付録2

役場、社会福祉協議会の組織、連絡先及び業務内容 ※令和7(2025)年4月時点

上三川町役場

総務課	人事係	56-9110	人事、給与など
	行政係	56-9116	条例等審査、選挙など
	秘書係	56-9113	町長スケジュール調整、表彰など
	管財係	56-9114	公用車の貸出、庁舎の管理など
	庁舎改修班	56-9174	庁舎大規模改修など
	防災係	56-9115	消防団、自主防災組織など
企画課	総合政策係	56-9118	町の政策調整、総合計画など
	財政係	56-9119	財政全般など
	広報係	56-9117	広報紙、ホームページ管理、統計など
税務課	納税係	56-9121	町税の徴収など
	住民税係	56-9122	町民税、国保税、介護保険料、軽自動車税など
	資産税係	56-9123	固定資産税、都市計画税など
住民課	総合窓口係	56-9125	戸籍の届出、各種証明の発行など
	国保年金係	56-9134	国民健康保険、国民年金など
地域生活課	生活係	56-9129	コミュニティ、自治会、交通、防犯など
	環境係	56-9131	ごみの収集、狂犬病予防、環境衛生など
健康福祉課	社会福祉係	56-9190	地域福祉、人権など
	障がい福祉係	56-9128	障がい者福祉など
	高齢者支援係	56-9191	高齢者福祉など
	介護保険係	56-9102	介護保険など
	成人健康係	56-9133	特定健診、がん検診、健康教室など
子ども家庭課	子育て係	56-9130	保育所入所、児童手当など
	相談支援係	56-9137	児童虐待・DV相談、子育て支援センターなど
	母子健康係	56-9132	乳幼児健診、予防接種、児童医療費助成など
建築課	建築係	56-9148	町有建築物の工事など
	住宅係	56-9145	町営住宅、空き家対策など
デジタル推進室	デジタル推進係	56-9188	DXの推進など
	システム管理係	56-9176	システムの管理など
会計課	会計係	56-9164	町民税の受領など
議会事務局	総務係	56-9162	議会・監査委員に係る事務など

上三川町役場仮庁舎

農政課	農村振興係	56-9136	農業振興地域の整備など
	農産園芸係	56-9138	農産物・畜産の振興、有害鳥獣など
商工課	商工振興係	56-9150	商工業の振興、観光など
	産業団地整備係	56-9141	産業団地整備、企業誘致など
	道の駅整備機係	56-9127	道の駅整備など
都市建設課	管理係	56-9146	道路の管理、公園など
	整備係	56-9147	道路、橋梁工事など
	都市計画係	56-9140	まちづくりの計画、建築確認など
上下水道課	下水道業務係	56-9167	下水道使用料、浄化槽など
	下水道工務係	56-9144	下水道等施設の整備・維持管理など
	上水道業務係	56-9168	水道料金、水道の開栓・休止など
	上水道工務係	56-9169	水道施設の整備・維持管理など
農業委員会事務局	庶務農地係	56-9166	農地の転用・賃貸借など

ORIGAMIプラザ

教育総務課	学校教育係	56-9156	児童生徒の入学転学・就学指導など
	庶務管理係	56-9157	教育施設及び学校財産の管理など
	給食センター	55-1670	学校給食の調理
生涯学習課	生涯学習係	56-9159	生涯学習、男女共同参画など
	スポーツ係	56-9170	スポーツの振興、学校開放など
	文化係	56-3510	文化財、芸術文化など

社会福祉法人 上三川町社会福祉協議会

社会福祉協議会	総務企画係	56-3166	法人運営、会員募集、福祉のつどいなど
	地域福祉係		ボランティア、地区社協、共同募金、サロンなど
	地域包括支援センター	56-5513	高齢者総合相談、認知症施策、介護予防など

上三川町自治会長連絡協議会事務局

(地域生活課生活係)

〒 3 2 9 － 0 6 9 6

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

T E L : 0 2 8 5 － 5 6 － 9 1 2 9

F A X : 0 2 8 5 － 5 6 － 6 8 6 8

E-mail : seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp